開設者　高知市

変更後の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
高知市中央卸売市場	高知市弘化台一二番一二号	野菜及び果実並びにこれらの加工品

変更前の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
高知市中央卸売市場	高知市中之島字弘化台	魚類、そ菜、果実及びこれらの加工品

変更年月日　平成二十六年三月三十一日

○農林水産省告示第六百二十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の五第三項の規定により、次の表に掲げる中央卸売市場の開設に係る同法第八条の規定に基づく認可が同表の失効年月日の欄に掲げる日をもってその効力を失ったので、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

中央卸売市場	位置	開設者	取扱品目	失効年月日
福島市中央卸売市場	福島市北野目字桶越一番地	福島市	野菜及び果実並びにこれらの加工品、生鮮水産物及びその加工品並びに花き	平成二十六年四月一日
千葉市中央卸売市場	千葉市高浜四十二番地	千葉市	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに生鮮水産物及びその加工品	平成二十六年四月一日
船橋市中央卸売市場	船橋市市場一丁目八番地一号	船橋市	魚類、そ菜、果実及びこれらの加工品	平成二十六年四月一日

○農林水産省告示第六百二十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、中央卸売市場開設区域について次の表のとおり変更したので、同法第五十三条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

中央卸売市場	開設区域	変更の内容	変更年月日
福島市中央卸売市場	福島市（昭和四十五年十一月三十日農林省告示第千七百六十三号で指定した福島市中央卸売市場の開設区域）	開設区域の指定の解除	平成二十六年四月一日
千葉市中央卸売市場	千葉市（昭和三十六年七月二十二日農林省告示第七百十七号で指定した千葉市中央卸売市場の開設区域）	開設区域の指定の解除	平成二十六年四月一日
船橋市中央卸売市場	船橋市（昭和四十一年四月十四日農林省告示第五百二十六号で指定した船橋市中央卸売市場の開設区域）	開設区域の指定の解除	平成二十六年四月一日

○農林水産省告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区久多上の町六〇三から七五四まで、七五五の一、七五五の二、七五六から七七〇まで、七七一の一、七七一の二、七七二の一、七七二の二、七七三の一、七七三の二、七七四から七九七まで、七九九から八二八まで、下の町四〇九、四一〇から四一二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四一六

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区久多宮の町三五九・三六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六二、三六三、三六五から三六七まで、三六八・三六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一四から四二二まで、四二三（次の図に示す部分に限る。）、四二四から四二六まで、四二七（次の図に示す部分に限る。）、四三六から四三八まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区久多宮の町五九六から六〇二まで、六〇三の一、六〇四の一、六〇五から六〇八まで、六〇九から六一一まで・六一二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六一三、六一四、六一六、六一八、六一九、六二一から六二四まで、六二六から六三五まで、六三七の三、六三八、六三八の四、六三八の六、六四〇、六四〇の三、六四〇の五、六四二、六四二の二、六四二の四、六四三、六四三の一、六四三の四、六四四、六四四の一、六四四の四、六四五、六四五の二、六四六、六四六の一、六四七から六五四まで、六五五の一、六五五の二、六五六、六五八の一、六五八の二、六五九から六六四まで、六六四の一、六六五、六六六、六六六の一、六六八から六七三まで、六七四（次の図に示す部分に限る。）、六七五から六八二まで、六八三の一、六八四の一、六八五、六八六の一、六八七、六八九、六九一、六九二、六九四、六九六の一、六九七の一、六九八、六九九の一、七〇〇の一、七〇一の一・七〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇三、七〇四（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区久多宮の町三四九、三五〇、三五一（次の図に示す部分に限る。）、三五二、三五三から三五五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三五六、三五七・三五八・三六〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三六四、三七〇・三七一（以上二筆について次の図に示す部分